

検察官の定年前早期退職に係る募集実施要項

平成26年5月12日

法務省大臣官房人事課長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行います。

1 募集の対象

検察庁に勤務する検察官のうち、退職すべき期間の末日において「年齢48歳以上」かつ「勤続年数20年以上」の者で、検察官の俸給等に関する法律（昭和23年法律第76号）に定める俸給の号が検事1号又は2号のもの

※ 次の(1)、(2)のいずれかに該当する検察官は応募することができない。

- (1) 退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者
- (2) 国家公務員法第82条の規定による懲戒処分（軽過失による管理監督義務違反に係る処分を除く。以下同じ。）又はこれに準ずる処分（特別職の国家公務員に係る懲戒処分をいい、いわゆる矯正措置をいうものではない。以下同じ。）を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

2 募集人数

7名程度

3 募集の期間（約3週間）

平成26年5月12日（月）午前10時から

平成26年5月30日（金）午後 5時まで

※ 募集の期間については延長することもあり、その場合には直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を周知する。

4 退職すべき期間

平成26年7月1日（火）から平成26年10月31日（金）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下「認定応募者」という。）が退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認めるときは、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、退職すべき期日の繰上げ同意書又は退職すべき期日の繰下げ同意書により当該認定応募者の同意を得て、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、当該退職すべき期日を繰上げ、又は繰下げることがあり得る。

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする検察官は、「応募申請書（別添１）」に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記募集担当者宛て電子データによりメールにて直接提出する。

ア 最高検察庁で勤務する検察官・・・事務局総務課長補佐

イ 高等検察庁で勤務する検察官・・・事務局人事課長

ウ 地方検察庁（支部含む。）で勤務する検察官・・・管内を所管する高等検察庁事務局人事課長

- (2) 選定後、応募者宛てに認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 募集期間終了後、概ね２週間以内に通知する予定。

※ 応募者が次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

ア 募集実施要項に適合しない場合

イ 応募者が応募をした後、国家公務員法第８２条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合

ウ 応募者が上記イに規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の当該応募申請者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募申請者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

エ 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書（別添２）」を応募申請書と同様の方法で提出する。

6 本件に関する相談先

法務省大臣官房人事課

電 話 :

E-Mail :

検察官の定年前早期退職に係る募集実施要項

平成26年9月22日

法務省大臣官房人事課長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行います。

1 募集の対象

検察庁に勤務する検察官のうち、退職すべき期間の末日において「年齢48歳以上」かつ「勤続年数20年以上」の者で、検察官の俸給等に関する法律（昭和23年法律第76号）に定める俸給の号が検事1号のもの

※ 次の(1)、(2)のいずれかに該当する検察官は応募することができない。

(1) 退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者

(2) 国家公務員法第82条の規定による懲戒処分（軽過失による管理監督義務違反に係る処分を除く。以下同じ。）又はこれに準ずる処分（特別職の国家公務員に係る懲戒処分をいい、いわゆる矯正措置をいうものではない。以下同じ。）を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

2 募集人数

3名程度

3 募集の期間（約1週間）

平成26年9月22日（月）午前10時から

平成26年9月30日（火）午後 5時まで

※ 募集の期間については延長することもあり、その場合には直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を周知する。

4 退職すべき期間

平成26年11月1日（土）から平成27年2月28日（土）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下「認定応募者」という。）

が退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認めるときは、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、退職すべき期日の繰上げ同意書又は退職すべき期日の繰下げ同意書により当該認定応募者の同意を得て、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、当該退職すべき期日を繰上げ、又は繰下げることがあり得る。

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする検察官は、「応募申請書（別添１）」に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記募集担当者宛て電子データによりメールにて直接提出する。

ア 最高検察庁で勤務する検察官・・・事務局総務課長補佐

イ 高等検察庁で勤務する検察官・・・事務局人事課長

ウ 地方検察庁（支部含む。）で勤務する検察官・・・管内を所管する高等検察庁事務局人事課長

- (2) 選定後、応募者宛てに認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 募集期間終了後、概ね２週間以内に通知する予定。

※ 応募者が次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

ア 募集実施要項に適合しない場合

イ 応募者が応募をした後、国家公務員法第８２条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合

ウ 応募者が上記イに規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の当該応募申請者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募申請者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

エ 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書（別添２）」を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

6 本件に関する相談先

法務省大臣官房人事課

電 話 : [REDACTED]

E-Mail : [REDACTED]

検察官の定年前早期退職に係る募集実施要項

平成26年10月1日

法務省大臣官房人事課長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行います。

1 募集の対象

検察庁に勤務する検察官のうち、退職すべき期日において「年齢48歳以上」かつ「勤続年数20年以上」の者

※ 次の(1)、(2)のいずれかに該当する検察官は応募することができない。

(1) 退職すべき期日までに定年に達する者

(2) 国家公務員法第82条の規定による懲戒処分（軽過失による管理監督義務違反に係る処分を除く。以下同じ。）又はこれに準ずる処分（特別職の国家公務員に係る懲戒処分をいい、いわゆる矯正措置をいうものではない。以下同じ。）を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

2 募集人数

30名程度

3 募集の期間（約1か月）

平成26年10月 1日（水）午前10時から

平成26年10月31日（金）午後 5時まで

※ 募集の期間については延長することもあり、その場合には直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を周知する。

4 退職すべき期日

平成27年3月31日（火）

※ 認定後に生じた事情に鑑み、当該認定応募者が退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認めるときは、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、退職すべき期日の繰上げ同意書又は

退職すべき期日の繰下げ同意書により当該認定応募者の同意を得て、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、当該退職すべき期日を繰上げ、又は繰下げることがあり得る。

5 応募の手続

- (1) 応募申請者は、「応募申請書（別添１）」に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記募集担当者宛て電子データにより直接提出する。

ア 最高検察庁で勤務する検察官・・・事務局総務課長補佐

イ 高等検察庁（支部含む。）で勤務する検察官・・・事務局人事課長

ウ 地方検察庁（支部含む。）及び区検察庁で勤務する検察官・・・管内を所管する高等検察庁事務局人事課長

- (2) 選定後、応募申請者宛てに認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 募集期間終了後、概ね２週間以内に通知する予定。

※ 応募申請者が次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

ア 募集実施要項に適合しない場合

イ 応募申請者が応募をした後、国家公務員法第８２条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合

ウ 応募申請者が上記イに規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の当該応募申請者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合、その他応募申請者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

エ 応募申請者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書（別添２）」を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

6 本件に関する相談先

法務省大臣官房人事課

電 話：

E-Mail：

検察官の定年前早期退職に係る募集実施要項

平成 27 年 1 月 9 日

法務省大臣官房人事課長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行います。

1 募集の対象

検察庁に勤務する検察官のうち、退職すべき期間の末日において「年齢 48 歳以上」かつ「勤続年数 20 年以上」の者で、検察官の俸給等に関する法律（昭和 23 年法律第 76 号）に定める俸給の号が検事 1 号又は 2 号のもの

※ 次の(1)、(2)のいずれかに該当する検察官は応募することができない。

- (1) 退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者
- (2) 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 82 条の規定による懲戒処分（軽過失による管理監督義務違反に係る処分を除く。以下同じ。）又はこれに準ずる処分（特別職の国家公務員に係る懲戒処分をいい、いわゆる矯正措置をいうものではない。以下同じ。）を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

2 募集人数

3 名程度

3 募集の期間（約 3 週間）

平成 27 年 1 月 9 日（金）午前 10 時から

平成 27 年 1 月 30 日（金）午後 5 時まで

※ 募集の期間については延長することもあり、その場合には直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を周知する。

4 退職すべき期間

平成 27 年 3 月 1 日（日）から平成 27 年 6 月 30 日（火）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下「認定応募者」という。）が退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認めるときは、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、退職すべき期日の繰上げ同意書又は退職すべき期日の繰下げ同意書により当該認定応募者の同意を得て、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、当該退職すべき期日を繰上げ、又は繰下げることがあり得る。

5 応募・応募の取下げに係る手続

- (1) 応募をしようとする検察官は、「応募申請書（別添１）」に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記募集担当者宛て電子データによりメールにて直接提出する。

ア 最高検察庁で勤務する検察官・・・事務局総務課長補佐

イ 高等検察庁で勤務する検察官・・・事務局人事課長

ウ 地方検察庁（支部含む。）で勤務する検察官・・・管内を所管する高等検察庁事務局人事課長

- (2) 選定後、応募者宛てに認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 募集期間終了後、概ね２週間以内に通知する予定。

※ 応募者が次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

ア 募集実施要項に適合しない場合

イ 応募者が応募をした後、国家公務員法第８２条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合

ウ 応募者が上記イに規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の当該応募申請者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募申請者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

エ 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書（別添２）」を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

6 本件に関する相談先

法務省大臣官房人事課

電 話 :

E-Mail :

早期退職に係る募集実施要項

平成 2 6 年 9 月 2 9 日

法 務 省 民 事 局 長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり、平成 2 6 年度における早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 2 8 年法律第 1 8 2 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1 募集の対象

法務局及び地方法務局に勤務する者のうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 2 5 年法律第 9 5 号）の指定職俸給表、行政職俸給表（一）又は行政職俸給表（二）の適用を受ける職員で、平成 2 7 年 3 月 3 1 日に「勤続 2 0 年以上」かつ「4 5 歳から 5 9 歳まで」の者とする。（注 1 参照）

なお、勤続期間の計算は、国家公務員退職手当法（昭和 2 8 年法律第 1 8 2 号）第 7 条の規定によるものとする。

2 募集人数

1 2 0 人

3 募集の期間（約 1 か月間）

平成 2 6 年 1 1 月 4 日（火）午前 8 時 3 0 分から

平成 2 6 年 1 2 月 1 2 日（金）午後 5 時 1 5 分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨周知する。

4 退職すべき期日

平成 2 7 年 3 月 3 1 日（火）

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、応募申請書（別記様式 1（第 1 条関係））に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記 6 の受付担当者宛てに提出すること。

なお、応募申請書の提出は、郵送により提出する方法（送付する封筒の表面に必ず赤字で「早期退職応募申請書」と記入すること。）、受付担当者に直接提出する方法又は法務局 L A N（所属する局の受付担当者宛て）若しくはインターネットメール（本省民事局宛て）を利用して電子データと

して提出する方法（以下「メールによる方法」という。）のいずれかの方法によることとする（募集の期間が開始される以前に、応募申請書が受付担当者に直接提出され、若しくは郵送により到達し、又は応募申請書の電子データをメールによる方法により受信した場合には、当該応募申請書の提出は、無効とする。）。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 平成27年1月23日（金）までに通知する予定

※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに応募取下げ申請書（別記様式2（第1条関係））を応募申請書と同様の方法で提出すること。

6 本件に関する相談先及び受付担当者

(1) 下記(2)以外の職員

その所属する法務局又は地方法務局（職員課人事係又は総務課人事係）

(2) 法務局長，法務局部長及び地方法務局長

民事局総務課法務局係

※各局における受付担当等の一覧は、別紙参照

（注1） 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

(1) 非常勤職員

(2) 臨時的任用職員，法律により任期を定めて任用される職員

(3) 平成27年3月31日までに定年に達する職員

(4) 平成26年11月4日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成26年11月4日から平成26年12月12日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2） 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

(1) この募集実施要項に適合しない場合

(2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合

(3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数を超えた場合において、先着順（※）に認定を行った結果、募集人数を超過することとなったとき。

※ 応募申請書の受付順位

応募申請書の受付順位は、その受理年月日及び受理時分により定まるものとする。受理年月日及び受理時分は、郵送により提出された場合には、応募申請書が受付担当者に到達した年月日及び時分、受付担当者に直接提出された場合には、その提出年月日及び時分、メールによる方法を利用して電子データとして提出された場合には、受信したメールに記録された受信年月日及び時分となるので、留意すること。ただし、インターネットメールを利用して電子データとして応募申請書を提出する場合（個人のメールアドレスから送信する場合に限る。）、応募者が個人のメールアドレスからインターネットメールを利用して電子データとして応募申請書を提出する場合の提出先は、当課法務局係のアドレス（XXXXXXXXXX）であり、受理年月日及び受理時分は、当課法務局係宛ての受信年月日及び時分となる。

なお、上記のいずれの提出方法による場合にも、応募申請書に必要事項が記載されたものを提出したことによってのみ、受付の順位が確保されるものであり、提出前の口頭又はメール等による提出の予告等により、順位を保全することはできないので、留意すること。

定年前早期退職に係る募集実施要項

平成26年6月17日

法務省刑事局長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行います。

1 募集の対象

検察庁に勤務する職員のうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の公安職俸給表（二）3級以上の者で、平成27年3月31日において45歳以上であり、かつ、勤続年数が20年以上のもの

※ 次に該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成27年3月31日までに定年に達する職員
- (4) 国家公務員法第82条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った軽過失による管理監督義務違反に係る処分を除く。以下同じ。）又はこれに準ずる処分（特別職の国家公務員に係る懲戒処分をいい、いわゆる矯正措置をいうものではない。以下同じ。）を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

2 募集人数

35名程度

3 募集の期間（約1か月間）

平成26年6月20日（金）午前11時から同年7月18日（金）午後5時まで

※ 募集の期間については延長することもあり、その場合には直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を周知する。

4 退職すべき期日

平成27年3月31日（火）

※ 認定後に生じた事情に鑑み、当該認定応募者が退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認めるときは、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、退職すべき期日の繰上げ同意書又は退職すべき期日の繰下げ同意書により当該認定応募者の同意を得て、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、当該退職すべき期日を繰上げ、又は繰下げることもあり得る。

5 応募の手続

- (1) 応募申請者は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記募集担当宛て電子データ又は郵送により直接提出する。

ア 最高検察庁で勤務する職員…最高検察庁事務局総務課長補佐

イ 高等検察庁で勤務する職員…応募申請者の勤務する高等検察庁事務局人事課長補佐

ウ ア、イ以外の検察庁で勤務する職員…応募申請者の勤務する検察庁を管轄する高等検察庁事務局人事課長補佐

- (2) 選定後、応募申請者宛てに認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 募集期間終了後、本年12月中旬頃までに通知する予定である。

※ 応募申請者が次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

ア 募集実施要項に適合しない場合

イ 応募申請者が応募をした後、国家公務員法第82条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合

ウ 応募申請者が上記イに規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の当該応募申請者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募申請者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

エ 応募申請者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を応募申請書と同

様の方法で提出する。

6 本件に関する相談先

法務省刑事局総務課人事企画第二係

電 話 :

E-Mail

又は応募申請者の勤務する検察庁の人事事務担当者

早期退職に係る募集実施要項

平成26年6月10日

法務省矯正局長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1. 募集の対象

矯正局、矯正研修所、矯正管区及び矯正施設（以下「矯正官署等」という。）に勤務する者のうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受ける職員で、平成27年3月31日に勤続22年以上かつ45歳から59歳まで（医療職俸給表（一）の適用を受ける職員については50歳から64歳まで、行政職俸給表（二）の適用を受ける職員のうち定年年齢が63歳の者については48歳から62歳まで）のもの（注1参照）

2. 募集人数

50名

3. 募集の期間（約1か月間）

平成26年6月16日（月）午前10時から

平成26年7月11日（金）午後 4時まで

4. 退職すべき期日

平成27年3月31日（火）

5. 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、原則として、下記受付担当宛てに手交により提出する
- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
※平成26年12月12日（金）までに通知する予定
※不認定になる場合は（注2）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書」（別紙様式2）を応募申請書と同様の方法で提出する

別紙

平成26年度の早期退職に係る募集実施要項

平成26年10月3日
法務省保護局長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

保護局及び更生保護官署に勤務する者（注1）のうち、平成27年3月31日現在で「勤続20年以上」かつ「50歳から59歳まで」のもの

2 募集人数

10名

3 募集の期間（約1か月間）

平成26年10月15日（水）午前10時から

平成26年11月14日（金）午後 5時まで（注2）

4 退職すべき期日

平成27年3月31日（火）

5 応募の手続

- （1）応募をしようとする職員は、「応募申請書」（様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、次の表の提出先まで直接手交又は郵送（注3）により提出する。併せて、民間の再就職支援会社による再就職支援を希望する場合には、その旨を口頭又はメール等の適宜の方法で伝える。
- （2）保護局において、応募申請書を提出した職員の認定又は不認定の判断（注4）を行い、所属庁の長等を経由して認定又は不認定通知書を交付する（注5）。また、民間の再就職支援会社による再就職支援を希望する職員に対しては、支援対象の選定結果について所属庁の長等を経由して連絡する。

- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書」(様式2)を応募申請書と同様の方法で提出する。

対象職員	「応募申請書」及び「応募取下げ申請書」提出先
保護局職員	〃
地方更生保護委員会職員 保護観察所長	〃
保護観察所職員(所長を除く。)	〃

6 本件に関する相談先

本件に関する相談先は、次の表のとおりとする(注6)。

対象職員	相談先
保護局職員	〃
地方更生保護委員会職員	〃
保護観察所職員	〃

- (注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成27年3月31日までに定年に達する職員
- (4) 平成26年10月15日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成26年10月15日から平成26年11月14日まで(募集期間内)に懲戒処分を受けた者

- (注2) 都合により募集期間を延長するときは、速やかに周知する。

- (注3) 郵送の場合は、平成26年11月14日(金)必着とし、郵送にて提出する旨、提出先にあらかじめ連絡すること。なお、郵送先は別表のとおりである。

- (注4) 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) 本募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他
応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずる
と認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理
を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数を超えた
場合に、次の認定制限基準に照らし上位の者から順次認定し、募集人数を超えて残っ
た者
 - (ア) 退職すべき期日(平成27年3月31日)において、年齢の高い順
 - (イ) (前記(ア)の年齢が同じ者がいる場合)生年月日の早い順

(注5) 平成26年12月下旬までに通知する予定である。

(注6) 相談先の連絡先は別表のとおりである。

早期退職に係る募集実施要項

平成26年7月1日
東京入国管理局長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1. 募集の対象

東京入国管理局職員のうち、平成26年9月30日に「勤続20年以上」かつ「45歳から59歳」のもの（注1）。

2. 募集人数

2名

3. 募集の期間（2週間）

平成26年7月1日（火）午前10時から
平成26年7月14日（月）午後5時まで

4. 退職すべき期日

平成26年9月30日（火）

5. 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集期間内に下記6の受付担当宛てに電子メール又は郵送にて提出する。

※ 郵送の場合は、平成26年7月14日（月）必着とし、郵送にて提出する旨、下記受付担当宛てにあらかじめ連絡すること。

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 平成26年7月23日（水）までに通知する予定

※ 不認定になる場合は（注2）のとおり

- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を応募申請書と同様の方法で提出する。

6. 本件に関する相談先・受付担当

東京入国管理局職員課人事第一係

電話：

住所：〒108-8255東京都港区港南5-5-30

E-mail：

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成26年9月30日までに定年に達する職員
- (4) 平成26年7月1日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成26年7月1日から平成26年7月14日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数2名を超えた場合に、次の認定基準に照らし上位の者から順次認定し、募集人数を超えて残った者
 - (ア) 退職すべき期日(平成26年9月30日)において、年齢の高い順
 - (イ) (前記(ア)の年齢が同じ者がいる場合)生年月日の早い順

早期退職に係る募集実施要項

平成26年10月20日
東日本入国管理センター所長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1. 募集の対象

入国者収容所東日本入国管理センター職員のうち、平成27年3月31日に「勤続20年以上」かつ「45歳から59歳」のもの（注1）。

2. 募集人数

1名

3. 募集の期間（2週間）

平成26年10月20日（月）午前10時から
平成26年10月31日（金）午後5時まで

4. 退職すべき期日

平成27年3月31日（火）

5. 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集期間内に下記6の受付担当宛てに電子メール又は郵送にて提出する。

※ 郵送の場合は、平成26年10月31日（金）必着とし、郵送にて提出する旨、下記受付担当宛てにあらかじめ連絡すること。

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 平成26年12月中旬に通知する予定

※ 不認定になる場合は（注2）のとおりに

- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を応募申請書と同様の方法で提出する。

6. 本件に関する相談先・受付担当

東日本入国管理センター総務課 人事係

電話:

住所: 〒300-1288 茨城県牛久市久野町1766-1

E-mail:

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成27年3月31日までに定年に達する職員
- (4) 平成26年10月20日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成26年10月20日から平成26年10月31日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数1名を超えた場合に、次の認定基準に照らし上位の者から順次認定し、募集人数を超えて残った者
 - (ア) 退職すべき期日(平成27年3月31日)において、年齢の高い順
 - (イ) (前記(ア)の年齢が同じ者がいる場合)生年月日の早い順

早期退職に係る募集実施要項

平成26年10月20日

札幌入国管理局長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1. 募集の対象

札幌入国管理局職員のうち、平成27年3月31日に「勤続20年以上」かつ「45歳から59歳」のもの（注1）。

2. 募集人数

1名

3. 募集の期間（2週間）

平成26年10月20日（月）午前10時から

平成26年10月31日（金）午後5時まで

4. 退職すべき期日

平成27年3月31日（火）

5. 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集期間内に下記6の受付担当宛てに電子メール又は郵送にて提出する。

※ 郵送の場合は、平成26年10月31日（金）必着とし、郵送にて提出する旨、下記受付担当宛てにあらかじめ連絡すること。

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 平成26年12月中旬に通知する予定

※ 不認定になる場合は（注2）のとおり

- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を応募申請書と同様の方法で提出する。

6. 本件に関する相談先・受付担当

札幌入国管理局総務課総務係

電話:

住所: 〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目

E-mail:

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成27年3月31日までに定年に達する職員
- (4) 平成26年10月20日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成26年10月20日から平成26年10月31日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数1名を超えた場合に、次の認定基準に照らし上位の者から順次認定し、募集人数を超えて残った者
 - (ア) 退職すべき期日(平成27年3月31日)において、年齢の高い順
 - (イ) (前記(ア)の年齢が同じ者がいる場合)生年月日の早い順

早期退職に係る募集実施要項

平成26年10月20日
仙台入国管理局長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1. 募集の対象

仙台入国管理局職員のうち、平成27年3月31日に「勤続20年以上」かつ「45歳から59歳」のもの（注1）。

2. 募集人数

1名

3. 募集の期間（2週間）

平成26年10月20日（月）午前10時から
平成26年10月31日（金）午後5時まで

4. 退職すべき期日

平成27年3月31日（火）

5. 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集期間内に下記6の受付担当宛てに電子メール又は郵送にて提出する。
 - ※ 郵送の場合は、平成26年10月31日（金）必着とし、郵送にて提出する旨、下記受付担当宛てにあらかじめ連絡すること。
- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※ 平成26年12月中旬に通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は（注2）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を応募申請書と同様の方法で提出する。

6. 本件に関する相談先・受付担当

仙台入国管理局総務課総務係

電話：

住所：〒983-0842宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20

E-mail：

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成27年3月31日までに定年に達する職員
- (4) 平成26年10月20日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成26年10月20日から平成26年10月31日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数1名を超えた場合に、次の認定基準に照らし上位の者から順次認定し、募集人数を超えて残った者
 - (ア) 退職すべき期日(平成27年3月31日)において、年齢の高い順
 - (イ) (前記(ア)の年齢が同じ者がいる場合)生年月日の早い順

早期退職に係る募集実施要項

平成26年10月20日

東京入国管理局長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1. 募集の対象

東京入国管理局職員のうち、平成27年3月31日に「勤続20年以上」かつ「45歳から59歳」のもの（注1）。

2. 募集人数

3名

3. 募集の期間（2週間）

平成26年10月20日（月）午前10時から

平成26年10月31日（金）午後5時まで

4. 退職すべき期日

平成27年3月31日（火）

5. 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集期間内に下記6の受付担当宛てに電子メール又は郵送にて提出する。

※ 郵送の場合は、平成26年10月31日（金）必着とし、郵送にて提出する旨、下記受付担当宛てにあらかじめ連絡すること。

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 平成26年12月中旬に通知する予定

※ 不認定になる場合は（注2）のとおり

- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を応募申請書と同様の方法で提出する。

6. 本件に関する相談先・受付担当

東京入国管理局職員課人事第一係

電話：

住所：〒108-8255東京都港区港南5-5-30

E-mail：

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成27年3月31日までに定年に達する職員
- (4) 平成26年10月20日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成26年10月20日から平成26年10月31日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数3名を超えた場合に、次の認定基準に照らし上位の者から順次認定し、募集人数を超えて残った者
 - (ア) 退職すべき期日(平成27年3月31日)において、年齢の高い順
 - (イ) (前記(ア)の年齢が同じ者がいる場合)生年月日の早い順

早期退職に係る募集実施要項

平成26年10月20日
名古屋入国管理局長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1. 募集の対象

名古屋入国管理局職員のうち、平成27年3月31日に「勤続20年以上」かつ「45歳から59歳」のもの（注1）。

2. 募集人数

2名

3. 募集の期間（2週間）

平成26年10月20日（月）午前10時から
平成26年10月31日（金）午後5時まで

4. 退職すべき期日

平成27年3月31日（火）

5. 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集期間内に下記6の受付担当宛てに電子メール又は郵送にて提出する。
 - ※ 郵送の場合は、平成26年10月31日（金）必着とし、郵送にて提出する旨、下記受付担当宛てにあらかじめ連絡すること。
- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※ 平成26年12月中旬に通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は（注2）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を応募申請書と同様の方法で提出する。

6. 本件に関する相談先・受付担当

名古屋入国管理局総務課人事係

電話：

住所：〒455-8601愛知県名古屋市港区正保町5-18

E-mail:

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成27年3月31日までに定年に達する職員
- (4) 平成26年10月20日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成26年10月20日から平成26年10月31日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数2名を超えた場合に、次の認定基準に照らし上位の者から順次認定し、募集人数を超えて残った者
 - (ア) 退職すべき期日(平成27年3月31日)において、年齢の高い順
 - (イ) (前記(ア)の年齢が同じ者がいる場合)生年月日の早い順

早期退職に係る募集実施要項

平成26年10月20日
大阪入国管理局長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1. 募集の対象

大阪入国管理局職員のうち、平成27年3月31日に「勤続20年以上」かつ「45歳から59歳」のもの（注1）。

2. 募集人数

2名

3. 募集の期間（2週間）

平成26年10月20日（月）午前10時から
平成26年10月31日（金）午後5時まで

4. 退職すべき期日

平成27年3月31日（火）

5. 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集期間内に下記6の受付担当宛てに電子メール又は郵送にて提出する。
 - ※ 郵送の場合は、平成26年10月31日（金）必着とし、郵送にて提出する旨、下記受付担当宛てにあらかじめ連絡すること。
- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※ 平成26年12月中旬に通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は（注2）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を応募申請書と同様の方法で提出する。

6. 本件に関する相談先・受付担当

大阪入国管理局総務課人事係

電話：

住所：〒559-0034大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53

E-mail：

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成27年3月31日までに定年に達する職員
- (4) 平成26年10月20日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成26年10月20日から平成26年10月31日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数2名を超えた場合に、次の認定基準に照らし上位の者から順次認定し、募集人数を超えて残った者
 - (ア) 退職すべき期日(平成27年3月31日)において、年齢の高い順
 - (イ) (前記(ア)の年齢が同じ者がいる場合)生年月日の早い順

早期退職に係る募集実施要項

平成26年10月20日

広島入国管理局長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1. 募集の対象

広島入国管理局職員のうち、平成27年3月31日に「勤続20年以上」かつ「45歳から59歳」のもの（注1）。

2. 募集人数

1名

3. 募集の期間（2週間）

平成26年10月20日（月）午前10時から

平成26年10月31日（金）午後5時まで

4. 退職すべき期日

平成27年3月31日（火）

5. 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集期間内に下記6の受付担当宛てに電子メール又は郵送にて提出する。

※ 郵送の場合は、平成26年10月31日（金）必着とし、郵送にて提出する旨、下記受付担当宛てにあらかじめ連絡すること。

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 平成26年12月中旬に通知する予定

※ 不認定になる場合は（注2）のとおり

- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を応募申請書と同様の方法で提出する。

6. 本件に関する相談先・受付担当

広島入国管理局総務課総務係

電話：

住所：〒730-0012広島県広島市中区上八丁堀2-31

E-mail：

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成27年3月31日までに定年に達する職員
- (4) 平成26年10月20日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成26年10月20日から平成26年10月31日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数1名を超えた場合に、次の認定基準に照らし上位の者から順次認定し、募集人数を超えて残った者
 - (ア) 退職すべき期日(平成27年3月31日)において、年齢の高い順
 - (イ) (前記(ア)の年齢が同じ者がいる場合)生年月日の早い順

早期退職に係る募集実施要項

平成26年10月20日
福岡入国管理局長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1. 募集の対象

福岡入国管理局職員のうち、平成27年3月31日に「勤続20年以上」かつ「45歳から59歳」のもの（注1）。

2. 募集人数

4名

3. 募集の期間（2週間）

平成26年10月20日（月）午前10時から
平成26年10月31日（金）午後5時まで

4. 退職すべき期日

平成27年3月31日（火）

5. 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集期間内に下記6の受付担当宛てに電子メール又は郵送にて提出する。

※ 郵送の場合は、平成26年10月31日（金）必着とし、郵送にて提出する旨、下記受付担当宛てにあらかじめ連絡すること。

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 平成26年12月中旬に通知する予定

※ 不認定になる場合は（注2）のとおり

- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を応募申請書と同様の方法で提出する。

6. 本件に関する相談先・受付担当

福岡入国管理局総務課人事係

電話：

住所：〒812-0003福岡県福岡市博多区下臼井778-1

福岡空港国内線第3ターミナルビル内

E-mail：

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成27年3月31日までに定年に達する職員
- (4) 平成26年10月20日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成26年10月20日から平成26年10月31日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数4名を超えた場合に、次の認定基準に照らし上位の者から順次認定し、募集人数を超えて残った者
 - (ア) 退職すべき期日(平成27年3月31日)において、年齢の高い順
 - (イ) (前記(ア)の年齢が同じ者がいる場合)生年月日の早い順

早期退職に係る募集実施要項

平成27年1月14日
東日本入国管理センター所長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1. 募集の対象

入国者収容所東日本入国管理センター職員のうち、平成27年3月31日に「勤続20年以上」かつ「45歳から59歳」のもの（注1）。

2. 募集人数

1名

3. 募集の期間（1週間）

平成27年1月15日（木）午前10時から
平成27年1月21日（水）午後5時まで

4. 退職すべき期日

平成27年3月31日（火）

5. 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集期間内に下記6の受付担当宛てに電子メール又は郵送にて提出する。
 - ※ 郵送の場合は、平成27年1月21日（水）必着とし、郵送にて提出する旨、下記受付担当宛てにあらかじめ連絡すること。
- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※ 平成27年2月中旬に通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は（注2）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を応募申請書と同様の方法で提出する。

6. 本件に関する相談先・受付担当

東日本入国管理センター総務課 人事係

電話:

住所: 〒300-1288 茨城県牛久市久野町1766-1

E-mail:

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成27年3月31日までに定年に達する職員
- (4) 平成27年1月15日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成27年1月15日から平成27年1月21日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数1名を超えた場合に、次の認定基準に照らし上位の者から順次認定し、募集人数を超えて残った者
 - (ア) 退職すべき期日(平成27年3月31日)において、年齢の高い順
 - (イ) (前記(ア)の年齢が同じ者がいる場合)生年月日の早い順

早期退職に係る募集実施要項

平成27年1月15日
札幌入国管理局長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1. 募集の対象

札幌入国管理局職員のうち、平成27年3月31日に「勤続20年以上」かつ「45歳から59歳」のもの（注1）。

2. 募集人数

1名

3. 募集の期間（1週間）

平成27年1月16日（金）午前10時から
平成27年1月22日（木）午後5時まで

4. 退職すべき期日

平成27年3月31日（火）

5. 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集期間内に下記6の受付担当宛てに電子メール又は郵送にて提出する。
 - ※ 郵送の場合は、平成27年1月22日（木）必着とし、郵送にて提出する旨、下記受付担当宛てにあらかじめ連絡すること。
- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※ 平成27年2月中旬に通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は（注2）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を応募申請書と同様の方法で提出する。

6. 本件に関する相談先・受付担当

札幌入国管理局総務課総務係

電話:

住所: 〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目

E-mail:

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成27年3月31日までに定年に達する職員
- (4) 平成27年1月16日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成27年1月16日から平成27年1月22日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数1名を超えた場合に、次の認定基準に照らし上位の者から順次認定し、募集人数を超えて残った者
 - (ア) 退職すべき期日(平成27年3月31日)において、年齢の高い順
 - (イ) (前記(ア)の年齢が同じ者がいる場合)生年月日の早い順

早期退職に係る募集実施要項

平成27年1月14日
仙台入国管理局長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1. 募集の対象

仙台入国管理局職員のうち、平成27年3月31日に「勤続20年以上」かつ「45歳から59歳」のもの（注1）。

2. 募集人数

1名

3. 募集の期間（1週間）

平成27年1月15日（木）午前10時から
平成27年1月21日（水）午後5時まで

4. 退職すべき期日

平成27年3月31日（火）

5. 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集期間内に下記6の受付担当宛てに電子メール又は郵送にて提出する。

※ 郵送の場合は、平成27年1月21日（水）必着とし、郵送にて提出する旨、下記受付担当宛てにあらかじめ連絡すること。

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 平成27年2月中旬に通知する予定

※ 不認定になる場合は（注2）のとおり

- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を応募申請書と同様の方法で提出する。

6. 本件に関する相談先・受付担当

仙台入国管理局総務課

電話：

住所：〒983-0842宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20

E-mail：

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成27年3月31日までに定年に達する職員
- (4) 平成27年1月15日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成27年1月15日から平成27年1月21日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数1名を超えた場合に、次の認定基準に照らし上位の者から順次認定し、募集人数を超えて残った者
 - (ア) 退職すべき期日(平成27年3月31日)において、年齢の高い順
 - (イ) (前記(ア)の年齢が同じ者がいる場合)生年月日の早い順

早期退職に係る募集実施要項

平成27年1月14日
東京入国管理局長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1. 募集の対象

東京入国管理局職員のうち、平成27年3月31日に「勤続20年以上」かつ「45歳から59歳」のもの（注1）。

2. 募集人数

1名

3. 募集の期間（1週間）

平成27年1月16日（金）午前10時から
平成27年1月22日（木）午後5時まで

4. 退職すべき期日

平成27年3月31日（火）

5. 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集期間内に下記6の受付担当宛てに電子メール又は郵送にて提出する。
 - ※ 郵送の場合は、平成27年1月22日（木）必着とし、郵送にて提出する旨、下記受付担当宛てにあらかじめ連絡すること。
- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※ 平成27年2月中旬に通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は（注2）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を応募申請書と同様の方法で提出する。

6. 本件に関する相談先・受付担当

東京入国管理局職員課人事第一係

電話：

住所：〒108-8255東京都港区港南5-5-30

E-mail：

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成27年3月31日までに定年に達する職員
- (4) 平成27年1月16日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成27年1月16日から平成27年1月22日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数1名を超えた場合に、次の認定基準に照らし上位の者から順次認定し、募集人数を超えて残った者
 - (ア) 退職すべき期日(平成27年3月31日)において、年齢の高い順
 - (イ) (前記(ア)の年齢が同じ者がいる場合)生年月日の早い順

早期退職に係る募集実施要項

平成27年1月14日
名古屋入国管理局長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1. 募集の対象

名古屋入国管理局職員のうち、平成27年3月31日に「勤続20年以上」かつ「45歳から59歳」のもの（注1）。

2. 募集人数

1名

3. 募集の期間（1週間）

平成27年1月15日（木）午前10時から
平成27年1月21日（水）午後5時まで

4. 退職すべき期日

平成27年3月31日（火）

5. 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集期間内に下記6の受付担当宛てに電子メール又は郵送にて提出する。
 - ※ 郵送の場合は、平成27年1月21日（水）必着とし、郵送にて提出する旨、下記受付担当宛てにあらかじめ連絡すること。
- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※ 平成27年2月中旬に通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は（注2）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を応募申請書と同様の方法で提出する。

6. 本件に関する相談先・受付担当

名古屋入国管理局総務課人事係

電話：

住所：〒455-8601愛知県名古屋市港区正保町5-18

E-mail：

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成27年3月31日までに定年に達する職員
- (4) 平成27年1月15日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成27年1月15日から平成27年1月21日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数1名を超えた場合に、次の認定基準に照らし上位の者から順次認定し、募集人数を超えて残った者
 - (ア) 退職すべき期日(平成27年3月31日)において、年齢の高い順
 - (イ) (前記(ア)の年齢が同じ者がいる場合)生年月日の早い順

早期退職に係る募集実施要項

平成27年1月14日
大阪入国管理局長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1. 募集の対象

大阪入国管理局職員のうち、平成27年3月31日に「勤続20年以上」かつ「45歳から59歳」のもの（注1）。

2. 募集人数

1名

3. 募集の期間（1週間）

平成27年1月15日（木）午前10時から
平成27年1月21日（水）午後5時まで

4. 退職すべき期日

平成27年3月31日（火）

5. 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集期間内に下記6の受付担当宛てに電子メール又は郵送にて提出する。
 - ※ 郵送の場合は、平成27年1月21日（水）必着とし、郵送にて提出する旨、下記受付担当宛てにあらかじめ連絡すること。
- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※ 平成27年2月中旬に通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は（注2）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を応募申請書と同様の方法で提出する。

6. 本件に関する相談先・受付担当

大阪入国管理局総務課人事係 ■

電話：■■■■■■■■■■

住所：〒559-0034大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53

E-mail：■■■■■■■■■■

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成27年3月31日までに定年に達する職員
- (4) 平成27年1月15日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成27年1月15日から平成27年1月21日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数1名を超えた場合に、次の認定基準に照らし上位の者から順次認定し、募集人数を超えて残った者
 - (ア) 退職すべき期日(平成27年3月31日)において、年齢の高い順
 - (イ) (前記(ア)の年齢が同じ者がいる場合)生年月日の早い順

早期退職に係る募集実施要項

平成27年1月15日
広島入国管理局長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1. 募集の対象

広島入国管理局職員のうち、平成27年3月31日に「勤続20年以上」かつ「45歳から59歳」のもの（注1）。

2. 募集人数

1名

3. 募集の期間（1週間）

平成27年1月16日（金）午前10時から
平成27年1月22日（木）午後5時まで

4. 退職すべき期日

平成27年3月31日（火）

5. 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集期間内に下記6の受付担当宛てに電子メール又は郵送にて提出する。

※ 郵送の場合は、平成27年1月22日（木）必着とし、郵送にて提出する旨、下記受付担当宛てにあらかじめ連絡すること。

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 平成27年2月中旬に通知する予定

※ 不認定になる場合は（注2）のとおり

- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を応募申請書と同様の方法で提出する。

6. 本件に関する相談先・受付担当

広島入国管理局総務課総務係

電話：

住所：〒730-0012広島県広島市中区上八丁堀2-31

E-mail：

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成27年3月31日までに定年に達する職員
- (4) 平成27年1月16日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成27年1月16日から平成27年1月22日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数1名を超えた場合に、次の認定基準に照らし上位の者から順次認定し、募集人数を超えて残った者
 - (ア) 退職すべき期日(平成27年3月31日)において、年齢の高い順
 - (イ) (前記(ア)の年齢が同じ者がいる場合)生年月日の早い順

早期退職に係る募集実施要項

平成27年1月14日
福岡入国管理局長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1. 募集の対象

福岡入国管理局職員のうち、平成27年3月31日に「勤続20年以上」かつ「45歳から59歳」のもの（注1）。

2. 募集人数

1名

3. 募集の期間（1週間）

平成27年1月15日（木）午前10時から
平成27年1月21日（水）午後5時まで

4. 退職すべき期日

平成27年3月31日（火）

5. 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集期間内に下記6の受付担当宛てに電子メール又は郵送にて提出する。
 - ※ 郵送の場合は、平成27年1月21日（水）必着とし、郵送にて提出する旨、下記受付担当宛てにあらかじめ連絡すること。
- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※ 平成27年2月中旬に通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は（注2）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を応募申請書と同様の方法で提出する。

6. 本件に関する相談先・受付担当

福岡入国管理局総務課人事係

電話:

住所: 〒812-0003福岡県福岡市博多区下臼井778-1

福岡空港国内線第3ターミナルビル内

E-mail:

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成27年3月31日までに定年に達する職員
- (4) 平成27年1月15日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成27年1月15日から平成27年1月21日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数1名を超えた場合に、次の認定基準に照らし上位の者から順次認定し、募集人数を超えて残った者
 - (ア) 退職すべき期日(平成27年3月31日)において、年齢の高い順
 - (イ) (前記(ア)の年齢が同じ者がいる場合)生年月日の早い順